

議案第3号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和 平

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加西市個人情報保護条例（平成 17 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）が公布されたことに伴い、独立行政法人が業務の特性を踏まえた法人に分類され、行政執行法人に国家公務員の身分が付与されたため、所要の改正を行うもの。